第12章 事業に係る許認可、届出等

本事業の実施に際して必要な許認可、届出等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称は、表 12-1-1 に示すとおりである。

表 12-1-1 本事業に係る許認可等

No.	許認可等	根拠法令	許認可を行う者
1	林地開発行為に係る林地開発許可	森林法(第 10 条の 2)	広島県知事
2	普通河川等土木工事許可	普通河川等保全条例(第1条)	広島県広島地域事務所 建設局長
3	産業廃棄物処理施設変更許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第 14 条 4 項)	広島市長